

令和7年度都市計画税の用途について

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税として課税しています。

令和7年度当初予算における都市計画税の充当状況については、以下のとおりです。

都市計画税予算額

1,073,372 千円

(単位:千円)

区 分	令和7年度 当初予算額	一 般 財 源	
			うち都市計画税
ごみ処理施設	418,635	308,635	286,251
街路事業	292,400	38,670	35,865
橋りょう事業	5,391	391	363
公園事業	80,558	80,558	74,715
土地区画整理事業	28,667	26,928	24,975
地方債等償還額	702,125	702,125	651,203
合 計	1,527,776	1,157,307	1,073,372